野焼き(ごみの野外焼却)は

運力で変更です!!



「野焼きで煙が出ている」などの野焼き に関する通報があります。

また、野焼きによる火災の恐れや、環境 汚染(ダイオキシン類等の有害物質の発 生)、地域住民の間でトラブルなどが問 題となっております。

野焼きを行った場合は、罰則の対象となります。

<u>5年以下の懲役または1000万円</u> (法人は3億円)以下の罰金、または、 この併科という重い罰則が適用されます。

野焼き禁止の例外(廃掃法第16条の2)

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- ・農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
- ・野焼きその他日常生活でゴミ等の焼却であって軽微なもの。

いかなる場合においても焼却してはいけない物

- ・合成樹脂、ゴム、皮革、廃油
- ・その他燃焼に伴って大気を汚染する物 及び 悪臭を発生するおそれのある物

ただし、例外として認められた行為でも、生活環境上支障を与え、苦情等がある場合は中止(消火) していただきます。また、代替手段がある場合は、そちらを優先していただきます。なお、やむを得ず 野焼きを行う際には、あらかじめその旨を消防署へ届け出なければなりません。

届出書類

- ①火災とまぎらわしい煙又は火災を発生する恐れのある行為の届出書
- ②行為場所の案内図、配置図
- ※この届け出は<u>火災予防の観点から設けられたもの</u>であり、届け出によって 野焼きを認められるものではありません。

お互いが快い環境で過ごすためにも、 ごみは野外で焼却せずに、適正に処理 しましょう。

問い合わせ

庄内町役場環境防災課 環境係 TEL 0234-43-0248